

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。この認識を踏まえて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを構築することによって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが必要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コード

- 基本原則1 株主の権利・平等性の確保
- 基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保
- 基本原則4 取締役会等の責務
- 基本原則5 株主との対話

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エンジェル・トーチ	596,200	27.62
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	168,300	7.80
株式会社中広	113,000	5.23
東海東京証券株式会社	56,200	2.60
鈴木 祥元	52,600	2.44
ダイオーミウラ株式会社	51,300	2.38
吉田 康次郎	38,400	1.78
auカブコム証券株式会社	34,800	1.61
福島 和幸	32,500	1.51
日本証券金融株式会社	30,700	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	8月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 康郎	弁護士													
齋藤 律子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 康郎			司法分野での豊富な経験及び知見に基づく客観性や中立性の高い助言・提言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
齋藤 律子			管理部門、IR部門での経験、知識を活かし、当社の株主様との共同利益、および当社の企業価値向上に貢献するものであると判断し、また社外取締役の監督機能を発揮していただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	2	2	1	0	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、各取締役の報酬額を算定する「報酬委員会」にて、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績等を勘案し、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で各取締役の報酬額を算定し、算定額についての代表取締役の評価を経て取締役会で決議しています。

各取締役の評価及び報酬額の決定については、取締役1名と社外監査役1名で構成された報酬委員会の審議を経ることとしています。なお、当事業年度における、各取締役の評価及び報酬額の審議は、2021年10月7日開催の報酬委員会において行い、役員報酬の金額は、「役員就業規程」にしたがい、2021年11月25日開催の取締役会において決議されました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、3か月に1回以上の頻度で意見交換会を開催するなどし、適宜情報交換を行っております。また、監査役は、監査役会開催時等において、会計監査人から監査計画や監査の方法及び結果について定期的に報告を受けているほか、内部監査部門である監査室からも、事業所実査の結果等について、随時、詳細な報告を受けております。三者は、お互いの監査計画、監査活動、監査結果を踏まえた活発な意見交換を行うことによって、その連携を強めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
色部 文雄	他の会社の出身者													
丸野 登紀子	弁護士													
小泉 大輔	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
色部 文雄			公開会社における長年の豊富な経験、監査室及び監査役の経験から、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断しております。 また、当社とは取引関係のない東証一部上場企業の出身者であるため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
丸野 登紀子			法律専門家である弁護士としての客観的立場から、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断しております。 また、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

小泉 大輔		公認会計士、税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、適切な監査を実施していただけるものと判断しております。 また、公認会計士としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を独立役員に指定しており、独立役員は取締役会において、外部の視点から率直・活発な意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は行っておりませんが、業績を報酬に反映しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社株価の上昇による利益を新株予約権の行使によって獲得できるようにすることで当社取締役及び従業員の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブとすることを目的としております。このストックオプションの特徴は、指標とする当社株価の終値が一定の値まで下落した場合には、発行要項の定めに従って強制行使を義務付ける設計(強制行使条項付き)となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1. 基本方針

- ・経営理念を実践し、従業員及びステークホルダーに対する企業価値の持続的向上を責務とし、任期である1期ごとの成果及び中長期的な企業価値成長を促進する体系とします。
 - ・各役員の役割や責任を鑑みた報酬等の額とし、その決定については透明性と公正性を確保します。
 - ・持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とします。
2. 各役員に係る報酬体系
 - ・取締役の報酬は、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績等を勘案して決定することとし、月額固定報酬となり、その確定額報酬等が個人別の報酬等の全額となります。
 - ・監査役報酬は、職責及び常勤か非常勤かを踏まえた形での月額固定報酬とします。
 3. 報酬決定の手続
 - ・取締役の報酬は株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定されるものとします。
 - ・各取締役の評価に相応する報酬額を決定するに当たっては、まずは取締役1名と社外監査役1名で構成される報酬委員会が役員評価指針等を基にその額を算定することとします。
 - ・報酬委員会において算定された報酬額を基に、代表取締役の評価を経て取締役会で決議します。
 - ・監査役報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。
 4. 報酬水準
 - ・会社の規模並びに業務執行の範囲及び責任の範囲を使用人と比較した上で妥当な水準とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事業年度が始まる前に、担当取締役から年間スケジュールが提示され、取締役会などの重要な会議日程については、事前に全員が出席できるよう調整し、配慮しています。また、議題に関する会議資料についても事前に情報収集できるように配慮しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. ガバナンス機構に関わる基本的体制

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会と監査役会を置いております。

(1) 取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に定められた事項について決議します。その他の業務執行の決定については代表取締役又は業務執行取締役の担当業務に応じた必要かつ適切な権限を職務権限規程等の社内規程において定めております。現在の取締役会は取締役5名(社外取締役は2名)で構成され、原則毎月1回以上開催しており、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視・監督する機関としての役割を果たしております。

(2) 経営会議

代表取締役の諮問機関として取締役等で構成される経営会議を設けております。経営会議は、取締役会での審議に先立ち、原則として毎月2回開催しており、業務執行に関する基本方針のほか個々の業務執行や経営などに関わる必要な事項等について実質的な協議を行うとともに、取締役会において審議等される議題・議案を選定するなどの機動的な対応を行い、経営効率の向上を図っております。

(3) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名(いずれも社外監査役)で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席や代表取締役との意見交換会の開催のほか、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。監査役会では、監査役が内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとるとともに、各事業拠点の監査等を通じて経営の執行状況を直接チェックすることのできる体制を整えております。

2. 内部監査室及び内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役の直轄部門として内部監査室(人員1名)を設置しており、内部監査規程に基づき業務監査を中心とする内部監査を代表取締役からの特命専権事項として実施しております。

当社の内部監査はあらかじめ策定された内部監査計画に基づいて実施いたしますが、特に必要と認められる場合には、臨時に特別の内部監査を実施いたします。内部監査室は、内部監査結果について内部監査実施報告書を作成し、被監査部門は改善指示書を通じて通知された回答を要する事項について遅滞なく回答書を作成しております。内部監査室は、改善指示に係る回答受領後、速やかにフォローアップ監査を実施しており、内部監査結果を業務改善に十分に反映することができる体制となっております。

3. 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役2名と社外監査役3名を選任しております。社外取締役1名と社外監査役3名は当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

独立的立場に立った会計、法務、経営、内部統制等に関する豊富な経験と専門的な見識を有する社外役員による外部の視点からの客観的な意見及び助言が、取締役会の監視・監督機能の強化、透明性の高い経営の確保に寄与しております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額又は法令が規定する額を限度としております。

4. 会計監査人

当社は、第38期の株主総会終了後、三優監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、下記のとおりであります。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 齋藤浩史	三優監査法人

指定社員 業務執行社員 熊谷康司 三優監査法人
 また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他4名であります。
 なお、当社と上記監査法人又は業務執行社員との間には利害関係はありません。

5. リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営上のリスクの所在、種類等を的確に把握し、迅速に対応することが重要な課題であると認識し、前述の取締役会及び監査役の機能、経営組織等の内部統制体制に加え、コンプライアンス体制が確実にその機能を発揮することが、種々のリスクへの当社の的確な対応を可能にするものと考えております。そこで、取締役により構成され、委員長を代表取締役とする内部統制委員会が、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営・改善に当たっております。当社はその事業に係る規制法令や各業界団体の自主規制はもとより、その他の全ての一般法令等についても厳格に遵守した上で事業を運営するとともに、当社に属する全ての役職員にコンプライアンスの重要性及び必要性が十分に理解され、これが着実に実践されるよう努めております。

また、当社は自社のコンプライアンス体制を十全なものとするために、弁護士資格を有する社外監査役を選任しているほか、法務、税務、労務等に係る外部の専門家と顧問契約を締結して事業運営に際して具体的な指導、助言を仰ぎ、コンプライアンスリスクの抑制に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法定の監査機能が充実している監査役設置会社を選択しております。社外取締役(2名)及び社外監査役(3名)が、取締役会等において外部の視点から客観的な助言等を行い、取締役の業務執行に係る説明責任の果たし方や判断の公正性を日常的・恒常的に評価する役割を果たしており、外部からの客観的・中立的な経営監視機能の強化を図っております。また、取締役会及び監査役会に加えて、取締役等で構成する経営会議に常勤の社外監査役が出席することにより企業統治の更なる強化を図っているほか、監査役と社外取締役による「監査役・社外取締役合同会議」を開催することによって両者の緊密な連携を図る体制を整えております。さらに、内部監査室による内部監査と「内部統制委員会」による取締役会への提言なども組み合わせることによって、より公正で効率的な当社の運営・管理を行うことができるものと考えております。

このようなコーポレート・ガバナンス体制により、経営の透明性・公正性の維持・強化が図られるとともに、上記の経営会議等の運営により迅速かつ果敢な意思決定を行うことができるものと考え、ガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期の発送を毎期行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期を8月とし、毎期11月に株主総会を開催しており、集中日の問題は生じておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR専用サイトにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社へのご理解を深めていただくため、定期的に行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社へのご理解を深めていただくため、定期的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用サイトを設け、トップページからリンクして、迅速なIR情報の発信に努めてまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者: 管理本部本部長 江澤務 IR事務連絡責任者: 経営戦略室室長 高取和弘	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は投資家及び株主の皆様、当社の経営方針、事業戦略、業績結果及び財務情報に関する情報をわかりやすく、公平かつ正確に提供することを基本方針としております。情報の開示に関しましては、関連法令及び東京証券取引所が定める規定に則り、速やかな情報公開を行います。情報の開示につきましては、T Dnetを通じたプレスリリース等によって発表するとともに、当該情報を迅速に当社ホームページに掲載いたします。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役・使用人等の職務の執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。
 - (2) 内部統制委員会は、隔月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。
 - (3) 組織を横断する各種組織(内部統制委員会、衛生委員会)を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。
 - (4) 内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査の結果を含めて定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - (5) 内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を提案する。
 - (6) 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士により受ける体制を構築する。
 - (7) 「内部通報窓口」の責任者として内部監査室長を任命し内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
 - (8) 反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。
 - (9) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - (2) 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
 - (3) 文書保存及び管理に係る事務に関しては、人事総務部長が所管する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置する。
 - (2) 「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営に当たるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。
 - (3) 各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
 - (4) クライシスマネジメントについては、BCPマニュアルを基本とし、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
 - (5) 内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、その結果をリスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
 - (6) 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営理念、長期基本方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
 - (2) 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
 - (3) 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回取締役会を開催する。また、取締役等で構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
 - (4) 取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正かつ効率的に職務の執行を行うこととする。
5. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。
6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
8. 当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人は、下記の事項を発見した場合には、遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - ア 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実

イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ウ 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

- (2) 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (3) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会に出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

9. 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に報告をした当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報の取扱いに関する規程に明記するとともに、当社の役員に周知徹底する。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換を行うなどして監査役との意思疎通を図るものとする。
- (2) 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- (3) 当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
- (4) 当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携して監査業務の執行に当たる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、当社全体で対応することが重要であると考え、常時、管理本部において関連情報の収集に努めております。また、当社が反社会的勢力から不当な請求を受けた場合の対応方法を「反社会的勢力対応要領」として定め、役職員への周知徹底に努めるとともに、警察当局、暴力団追放団体、顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力を排除する体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社では、株主の皆様へ最終的なご判断をいただく前提として、大量取得者に対して当該大量取得行為の提案に関する一定の情報提供を求め、事前の情報提供等に関する一定のルールとして、2022年11月24日開催の定時株主総会決議により大量取得ルールを導入しております。当社の大量取得ルールは、当社取締役会が代替案を含め、大量取得者の提案を十分に検討するために必要かつ十分な情報と相当の期間を確保することを通じて、株主の皆様が当該提案に対し、適切な判断を行えるようにすること、また、一連のプロセスを経ること、すなわち当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための、大量取得行為におけるマイルストーンを設けることを目的としております。

大量取得ルールの具体的な内容や手続等につきましては、2022年10月24日付リリースの「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご覧ください。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業の運営にあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツを支える専属のポストメイト(戸別配布員)やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様への共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様への共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するように求めたうえで、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様への共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様への負託を受けた者の責務であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、適時開示を徹底するために、社内規程として「情報開示規程」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、情報開示総責任者である管理本部本部長及び情報開示実務責任者である経営戦略室室長が中心となって情報開示事務局を運営しております。社内で発生する情報は当該事務局に集約して一元管理しており、適時開示すべき情報が発生した場合には、情報開示総責任者が、法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、該当する会社情報を、遅滞なく、正確かつ公平に開示するよう努めております。会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりになっております。

1. 決定事実

経営に関する重要事項については、毎月1回定期的に、又は必要に応じて開催される取締役会にて決定します。取締役会で決定した重要な事項に関する情報は情報開示事務局に集約されます。情報開示総責任者は、必要に応じて会計監査人及び法律顧問等による助言、指導を仰ぎつつ、取締役会が決定した重要な事項が、適時開示規則で定める適時開示基準に該当するか否かについて判断するためにこれを情報開示会議に付議し、適時開示基準に該当するとされた場合には、速やかに、かつ、公平に会社情報を開示いたします。

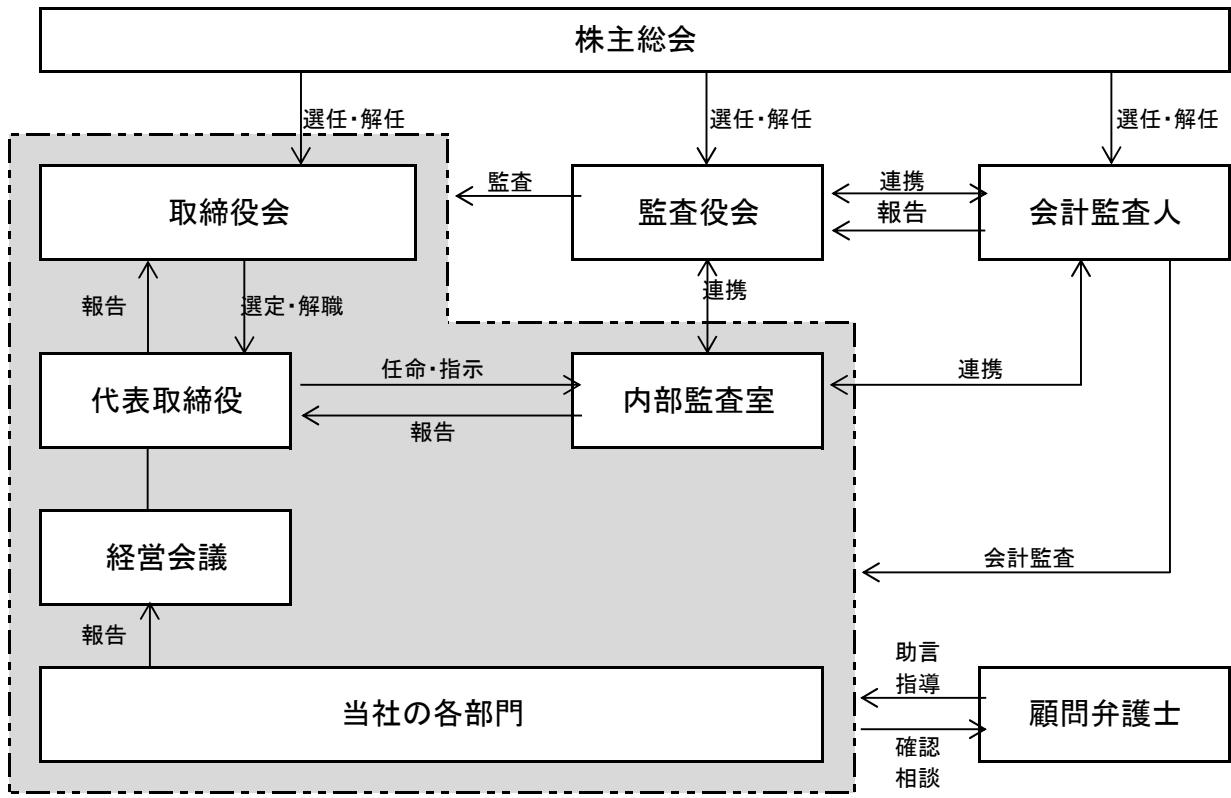
2. 発生事実

発生事実に関する情報については、該当する事実が発生した場合は、速やかに人事総務部長を経由して情報開示事務局に伝達され、取締役会に報告されます。情報開示総責任者は、必要に応じて会計監査人及び法律顧問等による助言、指導を仰ぎつつ、発生事実が、適時開示規則で定める適時開示基準に該当する場合には、速やかに、かつ、公平に会社情報を開示いたします。

3. 決算情報

決算に関する情報については、経理部において決算財務数値を作成し、並行して監査役及び会計監査人による監査を受け、確定した決算が取締役会において承認された同日に、情報開示総責任者及び経理部が中心となって速やかに適時開示いたします。

また、正確な会社情報を開示するために、内部監査室は内部監査計画に基づいて当該期中の業務監査を行い、監査役は当該期中の取締役の業務執行を随時監視するとともに検証を行い、会計監査人は当該期末に偏ることなく充実した会計監査を実施しております。



※適時開示体制の概要

